

静岡県告示第525号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年7月15日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線	掛川市下垂木字神田2346番の3から 掛川市下垂木字神田2350番の4まで	令和7年7月15日